浄化槽の種類と故障

浄化槽の種類	特　　徴
合併処理浄化槽	トイレからのし尿だけでなく台所等からの生活雑排水も処理します。 下水道の終末処理場と同等の処理能力をもっています。
高度処理型浄化槽	トイレからのし尿だけでなく台所等からの生活雑排水も処理します。 合併処理浄化槽の特徴に加え、窒素、リン、ＢＯＤ除去が高度に処理でき、より一層の水質汚濁防止、富栄養化防止に効果を発揮します。
単独処理浄化槽	トイレからのし尿は処理しますが、台所等からの生活雑排水は未処理のまま排出されます。 平成 12 年の浄化槽法改正により公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽の新設は事実上禁止され、既設単独処理浄化槽を使用する者は、原則として、合併処理浄化槽への設置替え等に努めなければならないとされています。

浄化槽の構造の一例（嫌気ろ床接触ばっき方式）

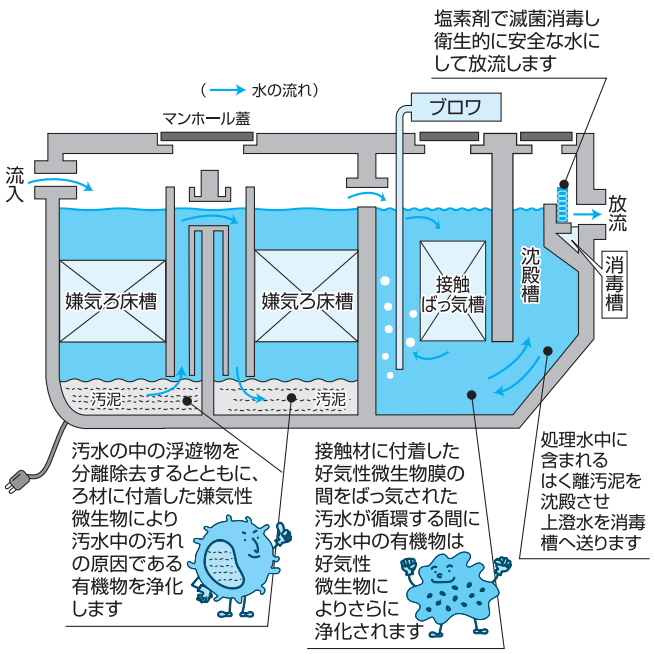

故障等の状態	故障等の原因	処理方法
悪臭等がする。	①電源（コンセント）がはずれている。 ②清掃時期が過ぎている ③ブロアーのベルトが切れているかゆるんでいる ④ブロアーやモーターが故障している ⑤送気管が破損している ⑥送気量が少ない ⑦薬品や洗剤を使用した ⑧医薬品（抗生物質等）を常用している人がいる ⑨微生物（汚泥）が生成していない	① コンセントを差し込む （場合によっては清掃する） ② 清掃業者に依頼する ①③④⑤⑥⑦⑧⑨ 保守点検業者にみてもらう
浴室、台所に臭気がのぼる。	浄化槽の排水と風呂・台所の雑排水が一緒になる升から臭気が逆流する	逆流防止用の管（トラップ）をつける
便器が詰まって流れない。 排水管が詰まる。	ラッパーカップでつまりをとる 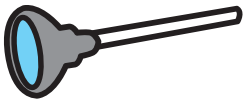	

浄化槽の使用をやめたとき

浄化槽使用廃止の届出（浄化槽法第 11 条の２、第 68 条）

浄化槽の使用を廃止した日から 30 日以内に県の担当窓口（P.6に掲載）へ届け出てください。（郵送でも結構です。）また、浄化槽清掃業者に委託し、浄化槽を清掃してください。